

生き方・働き方の多様化した制度にします。

高齢者、女性、障害者など、様々な方々の多様な生き方・働き方に対応できる制度となるよう、高齢者の就業と年金、女性と年金、年金制度における次世代育成支援、障害年金の改善などについて、所要の措置を行います。

女性と年金をめぐる課題

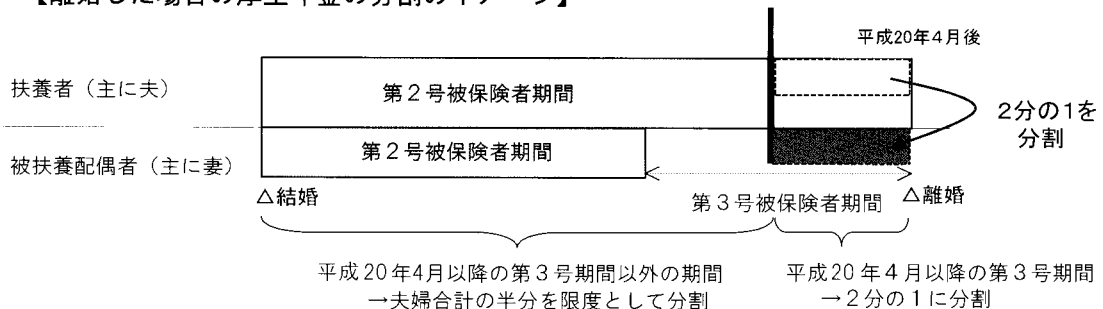
【離婚時の厚生年金の分割】(平成19年4月実施)

- 離婚した場合には、当事者の合意又は裁判所の決定があれば、婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができますこととします。
- 分割割合は、婚姻期間中の夫婦の保険料納付記録の合計の半分を限度とします。
- 施行日以降に成立した離婚を対象としますが、施行日以前の保険料納付記録も分割対象とします。

【第3号被保険者期間についての厚生年金の分割】(平成20年4月実施)

- 被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とし、その旨を法律上明記します。
- 第3号被保険者期間(実施(平成20年4月)以降の期間)は、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金(保険料納付記録)を2分の1に分割できることとします。
 - ① 夫婦が離婚した場合(離婚時分割の際、第3号被保険者期間は、例外なく、2分の1に分割されることとなります)
 - ② 分割を適用することが必要な事情があると認める場合(配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など。省令で規定)

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



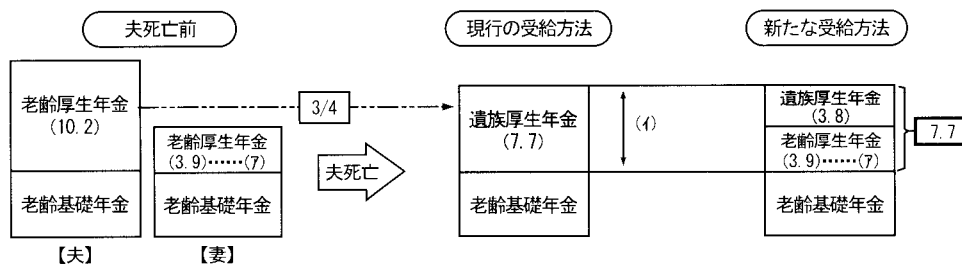
【遺族年金の見直し】(平成19年4月実施)

- 自分自身が納めた保険料をできるだけ年金額に反映させるため、自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとします。
- 子のいない30歳未満の遺族配偶者への給付を5年間の有期給付とします。また、中高齢寡婦加算の支給対象を夫死亡時等40歳以上とします。

<見直し案のイメージ図>

- ① 妻自身の老齢厚生年金(ア)は全額支給する
- ② 現行の遺族に対する年金給付の水準(イ)を(ア)と比較し、(ア)の方が少額の場合は差額を遺族厚生年金として支給する

【妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合】



次世代育成支援

【次世代育成支援の拡充】(平成17年4月実施)

- 育児休業中の保険料免除措置の対象を1歳未満から3歳未満へ拡充します。(育児休業法上の育児休業に準ずる休業も含みます。)
- 子が3歳までの間、勤務時間短縮等の措置を受けて働き、標準報酬が低下した場合、子どもが生まれる前の標準報酬で年金額を算定する仕組みを設けます。

高齢者の就業と年金をめぐる課題

【60歳台前半の在職老齢年金制度の改善】(平成17年4月実施)

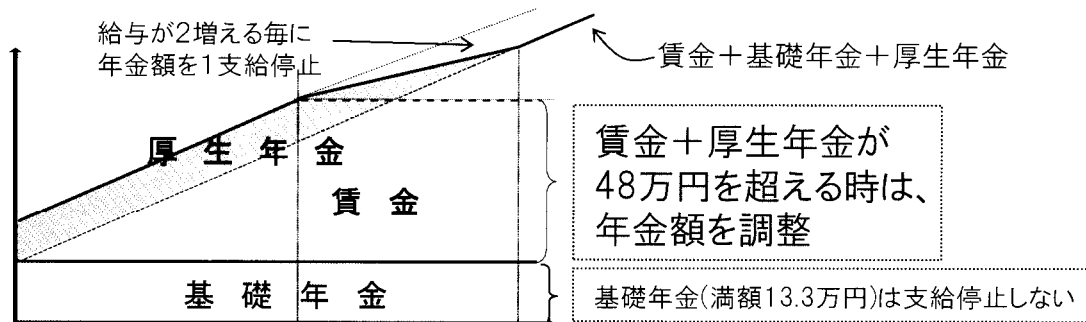
- 60歳台前半の方の就労を阻害せず、働くことに中立な仕組みとするため、在職中の老齢厚生年金一律2割支給停止の仕組みを廃止します。

【65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入】(平成19年4月実施)

【70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整】(平成19年4月実施)

- 世代間・世代内の公平を図るため、70歳以上の被用者の老齢厚生年金については、60歳台後半の被用者と同様の給付調整の仕組みを導入します。

【70歳以上の老齢厚生年金の給付調整】



※ この仕組みでの賃金は、ボーナス込みの月収

障害年金の改善

【障害基礎年金と老齢厚生年金の併給】(平成18年4月実施)

- 障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとするため、障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせの選択を可能とします。

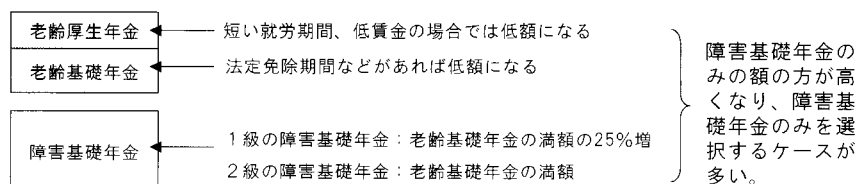
【障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長】(平成18年4月実施)

- 障害発生等の1年前に未納がない場合でも障害基礎年金等の受給を可能とする特例措置※を、10年間延長します。

※本来は、被保険者期間の2/3以上保険料を納付していること等が必要

(現行制度)

65歳時点で、老齢年金(厚生+基礎)か障害基礎年金を選択



→ 障害を持ちながら自ら働いて保険料を納付したことが年金給付に反映されにくい

⇒ 障害基礎年金+老齢厚生年金という選択を可能にすることで、働いた期間を年金額に反映することとします。

～第3号被保険者の届出をし忘れた方へ～

改正法案では、平成17年4月から特例的な届出を認めることとしています

- 過去、被保険者の区分が変わって第3号被保険者となっているのに、届出を忘れてしまっている方もおられます。
- 届出を忘れてしまうと、気づいて届け出ても、2年前まではさかのぼって第3号被保険者の期間となりますが、それ以前の期間は、「保険料を未納している」と同じ取扱いになります。
気づかないまま何年も暮らしていると、将来年金をもらう時になって、思いの外年金額が低い、ということになりかねません。
- そこで、今回の改正法案では、平成17年4月から、届出を忘れてしまった方に、特例的に届出をしていただくことができるようにしています。
地域の社会保険事務所に届け出ただけであれば、2年前以前の期間も第3号被保険者期間として取扱い、将来その分の基礎年金を受け取ることができるようにしています。(まだ年金をもらっていない方も、既に年金をもらっている方も、いずれも対象としています。)

～短時間労働者の厚生年金適用について～

- 現在は、労働時間が通常の労働時間の3/4未満である短時間(パート)労働者は、厚生年金の適用対象となりません。将来の被用者としての年金保障を充実させる観点、雇用する側とされる側いずれにも中立的な仕組みとする観点などから、短時間(パート)労働者に対して厚生年金適用を拡大することは、意義のあることです。
しかしながら、厚生年金適用の拡大は、短期的には企業や短時間労働者自身の負担増になりますので、社会経済の状況等も十分考慮して検討する必要があります。そこで、今回の改正法案では、右記のような検討規定を設けています。

国民年金法等の一部を改正する法律案 附則第3条

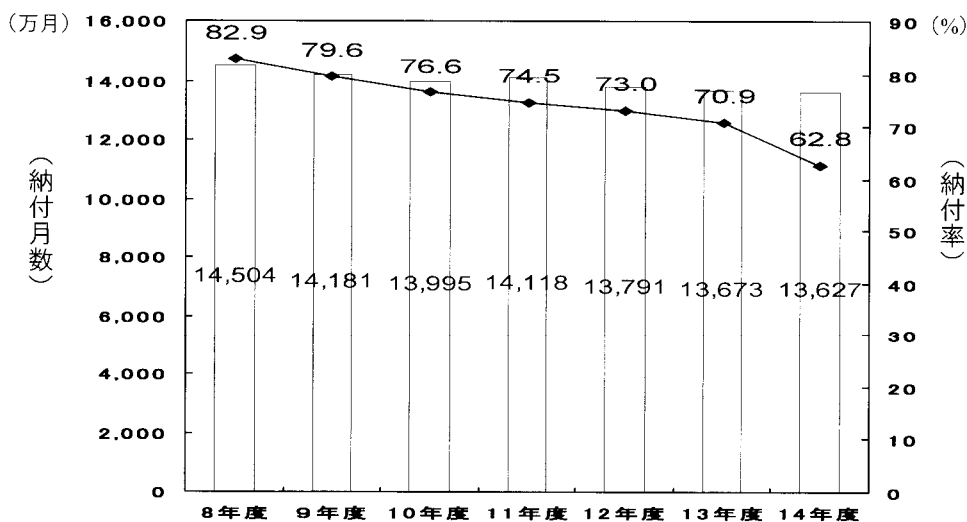
短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

国民年金保険料の収納対策を徹底

国民年金保険料の納付率を5年後に80%とするとの目標の実現に向けて、多段階免除の仕組み、若年者に対する納付猶予制度の導入などの制度的な対応を行います。

国民年金保険料未納の状況

- 国民年金保険料の納付率は、平成14年度には62.8%(現年度分)にまで低下。特に、20歳台では50%を割り込んでいます。



収納対策のための制度的対応

→ 収納対策の一覧は、31ページに記載

【多段階免除制度の導入】(平成18年7月実施)

- できるだけ保険料を納付しやすい仕組みとする観点から、多段階免除制度を導入します(現行の全額免除・半額免除に加え、3/4免除・1/4免除の段階を追加します。)

【若年者に対する納付猶予制度の創設】(平成17年4月実施)

- 現在は、失業等で低所得の若年者が、所得の高い世帯主(親)と同居しているときは、保険料免除の対象となりません。
- そこで、20歳台の方について、将来負担できることになった時点(ただし10年以内)で保険料を追納できる仕組み(納付猶予制度)を導入します。

※ 法律事項としては、上記以外に保険料免除申請の遡及(平成17年4月実施)、所得情報の取得(平成16年10月実施)を実施

※ 法律事項以外にも、地域に根ざした同業者団体等を納付受託機関として活用するなど、様々な施策を実施

若い人にも年金について分かりやすく情報提供します。

保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関わる個人情報を、若い人にも分かりやすくお伝えします。(年金個人情報の通知、ポイント制)

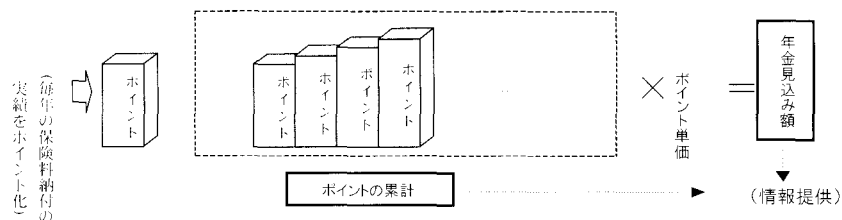
【年金個人情報の定期的な通知(ポイント制)】(平成20年4月実施)

- 現役世代、特に若い世代の年金制度に対する理解を深めるためには、若い頃から将来の年金給付を実感できるわかりやすい仕組みが必要です。
- こうした観点から、被保険者に保険料納付実績や年金見込額といった年金個人情報の定期的な通知を行うこととします。その際、保険料納付実績を点数化して表示する仕組み(年金個人情報の通知、ポイント制)を導入します。

ポイント制の仕組み

※ 「ポイント制」とは？

- ・ 保険料を納めた実績を「ポイント」として点数化し実績が積み上がっていくことを分かりやすく示す方法です。年金見込額の情報も提供することとしています。
- ・ 年金額は、保険料納付実績に対応しますので、「ポイント」が増えていけば、将来もらえる年金額も増えていくことを、分かりやすくご理解いただけるものと思います。



※ 年金に関する個人情報の提供の現在の取組

- ① 各地域にある社会保険事務所では、年金相談に来ていただいた55歳以上の方が希望されれば、年金の見込額を試算してお伝えしています。
- ② 55歳以上の方について、直接社会保険事務所に来られなくても、電話やインターネットにより見込額の照会を受け付け、後日文書で回答しています。
- ③ 58歳になった方については、保険料納付の実績をお知らせします。希望されれば、年金の見込額を試算してお伝えします。

なお、このほか、厚生労働省のホームページでは、所得等の条件を入力すれば年金額の簡単な試算を行っています。

※ インターネットによる個人の年金見込額の照会の申し込みや、簡易計算は、厚生労働省のホームページ中「年金見込額試算」のページでご利用いただけます。

<http://www.sia.go.jp/outline/nenkin/simulate/index.htm>